

令和7年度 倉敷市立連島北小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 本校は小規模校であり、学年単学級で学級の人数も少なく、お互いに顔や名前をよく知り合うことができる。反面、人間関係が固定化されやすい傾向があり、子ども同士の好ましくない人間関係が生ずるリスクもある。
- ・ 日常的にいじめの未然防止として、必要に応じて早期発見のための情報収集や適切な対応のための「いじめ対策委員会」を行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 生徒指導主事を中心に、迅速に対応できる「いじめ対策委員会」を設置し、多角的な視点からいじめに対して対応できるようにする。
 - ・ 全職員参加の定例会を年3回、学期初めに開催し、共通理解を図り研修をして、迅速で適切ないじめの防止、把握、対応、事後指導が行えるようにする。
- 〈重点となる取組〉
- ・ アンケートや教育相談(年2回程度)を活用し、子どもたちからの情報収集を行い未然防止、早期発見、早期対応につなげる。
 - ・ 道徳教育、人権教育その他の教育活動を通して良好な人間関係を築こうとする子どもたちへの意識付けを図る。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ いじめ問題対策基本方針を PTA 総会で示し、学校 HP で公開する。
- ・ 参観日や学級懇談、個人懇談等での情報交換を密にし、いじめの問題に対しての共通理解を深める。
- ・ 学校運営協議会への働き掛けを通して、校外での子どもたちの情報収集に努め、早期発見、早期対応を図る。
- ・ 学校だより、学級だより等で、校内での子どもたちの活動の様子を知らせ、併せて、家庭での子どもたちの様子を知らせてもらうなど、互いの連携を図る。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ 基本方針に基づき、計画立案、実施、検証、修正を行う。また、該当事案発生時には、具体的な対応を行う。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ いじめの報告を受けた時、疑われる時(可能な限り迅速に)
- ・ 全職員参加の定例会を年3回(学期初め)

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- 〈必須〉校長(教頭)、生徒指導主事、当該担任
- 〈可能なら〉S.C、教務、養護教諭、(PTA 会長)



全教職員への内容の伝達(職員会議、職員終礼)

関係機関等との連携

〈〈行政連携機関名〉〉

- ・ 県教育委員会 市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ 報告、連絡、相談、指導助言
- ネットパトロール 等

〈学校側の窓口〉

- ・ 校長 教頭 生徒指導主事

〈〈外部連携機関名〉〉

- ・ 水島警察署 ・ 児童相談所
- ・ 子ども相談センター、SC、SSW

〈連携の内容〉

- ・ 防犯安全教室 補導活動

〈学校側の窓口〉

- ・ 校長 教頭 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(情報収集・情報の共有化)

- ・ 学級担任による観察、担任以外(養護教諭、専科教諭等)の教師による観察などで、児童の生活の様子を日常的に把握する。

(児童の意識高揚)

- ・ 人権教育や道徳、情報モラルの学習を通して、いじめが他者に与える影響を理解できるよう、児童の意識を高める。(職員研修)
- ・ 年度始めに、積極的な生徒指導の観点から、人間関係づくりを日常的、計画的に行うための職員研修を行い、いじめの発見、防止の方法等を具体的に学ぶ。(例…構成的エンカウンター、ほめ言葉のシャワー等)

② 早期発見

(実態把握)

- ・ 普段の児童観察や、児童からの情報の検討を行い、いじめの早期発見に努める。

(教育相談)

- ・ 年2回のアンケート調査と教育相談を充実させ、児童の悩みや困り事を気軽に話せる場を設定する。

(情報共有)

- ・ 職員終礼、職員会議で児童の些細な変化もお互いに、情報を共有し合って対応できるようにする。
- ・ いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は真摯に対応し、速やかにいじめ対策委員会に報告する。

③ いじめへの対応

(実態把握)

- ・ どのようないじめがあったのか、当事者を中心に正確な情報収集を行う。

(組織的な対応)

- ・ いじめ対策委員会を中心に対応し、常に複数人での対応をする。対応方針は組織として決定する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、必ず警察と連携する。

(当該児童への対応)

- ・ いじめられた児童を守ることを最優先とし、心のケアを行う。(スクールカウンセラー等) 併せて学級全体、及びいじめた児童への指導を行う。
- ・ 再発の可能性を考え、関係児童を日常的に注意深く観察する。(少なくとも3か月)

【様式2】

令和7年度 倉敷市立連島北小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 (職員会議)	○年間を通して、月一回程度のなかよしタイム、毎週金曜日のるんるんタイムの実施	○職員終礼時での情報交換の確認 ○個人懇談で、児童の様子についての情報収集	○該当事案発生時の対応について確認
5 月				
6 月		○なかよし週間 ・人権標語 ・グッドビヘイビアカード ・人権ポスター (・感染症に対する差別や偏見について) ○PTA 人権教育講演会	○なかよしアンケートの実施 ○教育相談	○結果のフィードバック ・児童の心のケア
7 月	○学校運営協議会 ・情報交換		○個人懇談で、児童の様子についての情報収集	
8 月	○職員研修 ・情報モラル		○職員研修 ・情報モラル	○職員研修 ・特別支援教育
9 月	○いじめ対策委員会 ・実態把握、研修 (職員会議)		○長期休業中の児童の様子についての情報収集	
10 月				
11 月		○なかよし週間 ・ビデオ視聴 ・長縄集会 ・なかよし郵便 ・人権作文		
12 月	○学校運営協議会 ・情報交換		○なかよしアンケートの実施 ○教育相談 ○個人懇談で、児童の様子についての情報収集	○結果のフィードバック ・児童の心のケア
1 月	○いじめ対策委員会 ・実態把握、方針検討 (職員会議)			
2 月	○学校運営協議会 ・情報交換			
3 月				

年間を通して、行う取組

- 職員会議や終礼などで、常に最近の児童の様子の情報交換、情報共有に努める。
- 毎朝、児童が心の健康観察を行うことで、児童の心の状態を把握する。
- 児童の少しの変化も見落とさないで、適時、いじめ対策委員会を開催し、早期対応を行う。
- 該当事案の発生時には、迅速に組織で対応に当たる。